

障がいのある方に対する情報保障のための指針（仮）の概要

【コンセプト】

- 福祉分野を経験していない職員にとっても、理解しやすい平易な内容
- 困ったときにすぐ引ける章立てにし「手引き」として活用できるもの
- 市町村や民間事業者にも活用いただけるよう行政用語は使用しない

第1章 はじめに

- 1 はじめに
- 2 意思疎通支援条例・手話言語条例
- 3 情報保障とは

第2章 障がいの特性と必要な配慮の基本

- | | | |
|---|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障がい 2 聴覚障がい 3 盲ろう 4 肢体不自由 5 内部障がい 6 重症心身障がい 7 知的障がい 8 発達障がい 9 精神障がい | } | <p>それぞれ</p> <ol style="list-style-type: none"> a 障がいの特性 b 意思疎通の手段とポイント c 配慮のポイント d 障がい者団体からのメッセージ e 団体の連絡先 |
|---|---|---|

第3章 こんな時、こうしよう

- 1 文書や通知文を作成・送付する際のポイント
- 2 来庁時の配慮
 - (1) 窓口でお迎えする前に（窓口のポイント）
 - (2) 玄関前からの誘導
 - (3) 相談や説明
 - (4) 手続き
- 3 会議やイベントの開催
 - (1) イベントの準備
 - (2) 事前のお知らせや広報
 - (3) 資料の準備
 - (4) 当日の情報保障
- 4 参考資料
 - (1) 意思疎通支援者の派遣申込先
 - (2) 障がい福祉関係団体